

入札公告

日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」情報発信拠点整備業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、和歌の浦日本遺産活用推進協議会会計規程第37条及び第39条の規定に基づき公告する。

平成30年8月27日

和歌の浦日本遺産活用推進協議会

会長 山西 毅 治

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成30年度
- (2) 調達業務の名称
日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」情報発信拠点整備業務
- (3) 調達業務の内容
日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」情報発信拠点整備業務仕様書のとおり
- (4) 契約期間
契約締結日から平成30年12月28日（金）まで

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌の浦日本遺産活用推進協議会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内
- (2) 期間
平成30年8月27日（月）から同年9月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。
- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、平成30年8月27日（月）から同年8月30日（木）までの間において、和歌の浦日本遺産活用推進協議会事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書による。

5 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌の浦日本遺産活用推進協議会事務局
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内

イ 期間

平成30年8月27日（月）から同年9月6日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)による（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁東別館5階 東5-A会議室

イ 日時

平成30年9月11日（火）午後2時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りでないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送により入札は認めないものとする。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書による。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本協議会から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない本協議会事務局の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 本協議会が定める予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない本協議会事務局の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定を準用する。

12 契約書の要否

要

13 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌の浦日本遺産活用推進協議会事務局

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁観光振興課内

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2424

ファクシミリ番号 073-432-8313